

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書  
の提出を求める公示

令和 2年 2月 14日

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局

足羽川ダム工事事務所長 新屋 孝文



次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、足羽川ダム建設事業において設置を予定している水海川分水施設について、現状の施設設計に基づき水理模型実験を実施することにより、実際の水理特性を調査するとともに、現状の施設設計における水理的課題の抽出と対応策の検討を行うものである。

本業務の実施にあたっては、大規模かつ特殊な実験設備が必要であること、実験結果の評価・分析等には高度な技術力が必要であることから、3.の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な要件を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との委託契約手続に移行する。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1)業務名 水海川分水施設水理設計業務

(2)業務目的

本業務は、足羽川ダム建設事業において設置を予定している水海川分水施設について、現状の施設設計に基づき水理模型実験を実施することにより、実際の水理特性を調査するとともに、現状の施設設計における水理的課題の抽出と対応策の検討を行うものである。

(3)業務内容

1) 計画準備	1式
2) 水理模型実験計画の企画立案	1式
3) 模型設計	1式
4) 模型製作	1式
5) 水理模型実験の実施及び記録・資料整理	1式
6) 実験結果の評価・分析	1式
7) 報告書作成	1式

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和3年3月10日

### 3. 応募要件

参加意思確認書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

#### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成31・32年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 近畿地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- ⑤ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

#### (2) 技術力に関する要件

- ① ダム水工に関する高度な専門知識を有していること。
- ② ダム放流設備及び分水・導水施設等の水理模型実験の実施に関して、実験内容の企画や実験手法の決定、実験の品質管理を適切に行うための幅広い知見を有していること。
- ③ 本業務では、以上の専門知識や知見を踏まえ、以下の能力を有する者であることを確認する。
  - ア) 洪水調節ダム等を対象とした水理模型実験及びその評価・分析の結果の妥当性を適切に判断できる能力。
  - イ) ダムの設計施工全般に関する専門知識を有し、安全性に関する提案ができる能力。

#### (3) 設備・システムに関する要件

足羽川ダムにおいて設置を予定している水海川分水施設を再現する水理模型実験の実施が可能な屋内水理実験場を有すること。

なお、本業務では、以上を踏まえ、屋内水理実験場として以下の規模及び設備を有する者であることを確認する。

- ア) ①縮尺 1/30 程度の水海川分水施設（水海川分水堰）の模型、②縮尺 1/30 程度の水海川分水施設（水海川分水堰下流）の模型、③縮尺 1/20 程度の水海川分水施設（水海川分水堰常用水路）の抽出模型が設置でき、円滑な実験が可能な屋内水理実験場を有し、実験に必要な給水設備を有すること。

具体的には、風雨の影響を受けない屋内に、以下の①～③に掲げる条件をすべて満たす水理実験場を有すること。

- ① 縮尺 1/30 程度の水海川分水施設（水海川分水堰）の模型では 16m 以上×9m 以上の模型設置スペースが確保でき、1 系統の給水設備（125 リットル/秒までの給水が可能な設備）を有すること。
- ② 縮尺 1/30 程度の水海川分水施設（水海川分水堰下流）の模型では 16m 以上×6m 以上の模型設置スペースが確保でき、1 系統の給水設備（125 リットル/秒まで

の給水が可能な設備)を有すること。

- ③ 縮尺 1/20 程度の水海川分水施設(水海川分水堰常用水路)の抽出模型では 3.5m 以上×1.5m 以上の模型設置スペースが確保でき、1 系統の給水設備(50 リットル/秒までの給水が可能な設備)を有すること。

以上の合計 3 系統の給水設備については、それぞれで給水可能な施設であり、流量が安定した状態で連続して運転可能なポンプ設備を備えていること。

イ) 給水施設及び流量制御施設は、誤差は 1% 以内で流量の制御が可能で、年 1 回以上検定されたものであること。

ウ) 正確な水理現象の把握が可能な計測機器として、0.1mm 単位で計測可能な水位計、貯水池内の微流速及び合流部下流の高速流の測定が可能な流速計及び 1mm 単位で水頭の計測が可能な圧力計を有し、当該水理模型実験に設置可能なこと。なお、これらは年 1 回以上検定されたものであること。

#### (4) 業務執行体制に関する要件

- ① ダム水工に関する高度な専門知識を有するとともに、流水型ダムの水理模型実験の実施に関する幅広い知見を有する技術者を配置出来ること。
- ② ダムの設計施工全般に関する各種基準等の設定背景や根拠を熟知し、適切な技術的判断やマネジメントが可能な技術者を配置出来ること。

#### (5) 配置予定管理技術者に対する資格要件

管理技術者は、共通仕様書の定めのほか以下の要件を満たす者とする。

管理技術者については下記の①に示す条件を満たす者であること。

① 下記のいずれかの資格を有する者。

[1] 技術士(総合技術監理部門:建設部門の選択科目に限る)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[2] 技術士(建設部門に限る)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[3] R C C M (技術士部門と同様の部門に限る)(国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

[4] 土木学会特別上級、上級又は一級土木技術者

[5] 博士(専攻分野:工学)

[6] 建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)により技術管理者として国土交通大臣に認定された者(以下、「国土交通大臣認定者」という。)

[7] 国土交通省登録技術者資格(施設分野:河川・ダム、業務:設計)※1

※1 国土交通省登録技術者資格とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定(平成26年11月28日国土交通省告示1107号)第二条2項により国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

#### 4. 手続等

##### (1) 担当部局

〒918-8239

福井県福井市成和1-2111

国土交通省 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所 総務課 建設専門官

TEL:0776-27-0642(代表)

FAX:0776-27-0643

##### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

令和2年2月14日(金)から令和2年2月27日(木)までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、9時00分から16時00分まで。

②交付場所

(1)に同じ。

③交付方法

手渡しとする。

なお、説明書交付希望者は(1)担当部局へ事前に連絡すること。

(3)参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

令和2年2月27日(木)16時00分まで

②提出場所

(1)に同じ。

③提出方法

持参又は郵送(書留郵便等記録が残るもの、最終日は16時00分必着)によるものとする。郵送(書留郵便等記録が残るもの以外)及び電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本業務における契約保証金は免除する。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。
- (6) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限: 令和2年3月19日(木)16時00分まで
- (7) 詳細は説明書による。
- (8) 本業務は令和2年度予算が成立し予算示達がなされることを条件とするものであり、予算成立の事情により取りやめる場合がある。

以上